



目次

○自衛官の募集	(市町村課)	一
○生活保護法の規定による指定医療機関の廃止届出	(保健福祉課)	一
○生活保護法の規定による医療機関の指定	(同)	二
○生活保護法の規定による指定医療機関の変更届出	(同)	二
公告		三
○予防接種業務の承諾を撤回した医師	(保健予防課)	四
○予防接種業務を行う医師	(同)	五
選挙管理委員会告示		六
○政治団体の名称等		七
○政治団体の異動事項		七
○政治団体の解散届出		七
○資金管理団体の名称等		八
○資金管理団体の異動事項		八
監査委員公告		八
○監査結果に基づく措置状況		八

告示

●群馬県告示第 1 2 号

自衛隊法施行令（昭和 2 9 年政令第 1 7 9 号）第 1 1 4 条、第 1 1 7 条第 1 項及び第 1 1 8 条の規定により、平成 1 9 年 3 ・ 4 月入隊の自衛官 2 等陸士（男子）、2 等海士（男子）及び 2 等空士（男子）の募集期間、試験期日並びに試験場の名称及び位置を次のとおり定める。

平成 1 9 年 1 月 1 6 日

群馬県知事 小 寺 弘 之

- 1 募集期間 平成 1 9 年 1 月 1 6 日から試験日前日まで
- 2 試験期日並びに試験場の名称及び位置

試験期日	試験場の名称	試験場の位置
平成 1 9 年 2 月 3 日（土）	相馬原試験場	北群馬郡榛東村新井 1 0 1 7 ー 2 陸上自衛隊相馬原駐屯地
平成 1 9 年 2 月 2 4 日（土）	新町試験場	高崎市新町 1 0 8 0 陸上自衛隊新町駐屯地

※試験日については、いずれか 1 日を受験者において選択

●群馬県告示第 1 3 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 0 条の 2 の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止について届出があった。

平成19年1月16日

群馬県知事 小寺弘之

廃止年月日	名 称	所 在 地
平成14年8月1日	大竹歯科口腔外科クリニック	前橋市上新田町620-3
平成18年11月1日	吉井おとな・こども診療所	多野郡吉井町池1161-1
平成18年11月22日	矢口歯科医院	高崎市南大類町西沖1391-1
平成18年12月1日	しのはらクリニック	太田市世良田町468-1
平成18年12月1日	板倉耳鼻咽喉科クリニック	邑楽郡板倉町大字海老瀬4064-5
平成18年12月1日	阿部医院	邑楽郡大泉町吉田2994
平成18年12月1日	山脇歯科医院	伊勢崎市連取町1695-25
平成18年12月5日	茂木整形外科医院	高崎市井野町800-11
平成18年12月16日	稲荷町薬局	桐生市稲荷町2-12

●群馬県告示第14号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関を次のとおり指定した。

平成19年1月16日

群馬県知事 小寺弘之

指定年月日	名 称	所 在 地
平成14年8月1日	大竹歯科口腔外科クリニック	前橋市上新田町620-3
平成18年11月1日	たきざわ歯科医院	北群馬郡吉岡町大久保870-4
平成18年12月1日	しのはらクリニック	太田市世良田町468-1
平成18年12月1日	阿部医院	邑楽郡大泉町吉田2994-1
平成18年12月1日	板倉耳鼻咽喉科クリニック	邑楽郡板倉町大字海老瀬4064-5
平成18年12月1日	矢口歯科医院	高崎市倉渕町868-2
平成18年12月1日	山脇歯科医院	伊勢崎市連取町1695-25
平成18年12月15日	まつい女性クリニック	北群馬郡吉岡町大久保751-4
平成18年12月15日	訪問看護ステーションきらくな家	伊勢崎市国定町2-2412-4

●群馬県告示第15号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり変更について届出があった。

平成19年1月16日

群馬県知事 小寺弘之

変更年月日	名称及び所在地	変更事項	旧	新
平成18年8月1日	サンピエール病院訪問看護ステーション 高崎市上佐野町786-7	名称	慈光会病院老人訪問看護ステーション	サンピエール病院訪問看護ステーション

公 告

次の表に掲げる医師については、予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項又は第6条第1項の規定による予防接種を行う旨の承諾を撤回したので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第2項の規定により公告する。

平成19年1月16日

群馬県知事 小寺弘之

伊勢崎保健福祉事務所管内

医師名	医療機関名	所在地
田中大	医療法人石井会石井病院	伊勢崎市波志江町1152

沼田保健福祉事務所管内

医師名	医療機関名	所在地
齋藤博之	医療法人社団輝城会沼田クリニック	沼田市栄町61-3
久保田一雄	医療法人社団輝城会沼田クリニック	沼田市栄町61-3
田村耕成	医療法人社団輝城会沼田クリニック	沼田市栄町61-3
中沢克彦	医療法人社団輝城会沼田クリニック	沼田市栄町61-3
藤井孝尚	医療法人社団輝城会沼田クリニック	沼田市栄町61-3
飯野昭夫	医療法人社団輝城会沼田クリニック	沼田市栄町61-3
小林健介	医療法人社団輝城会沼田クリニック	沼田市栄町61-3
小川久美	医療法人社団輝城会沼田クリニック	沼田市栄町61-3
伊澤奈々	医療法人社団輝城会沼田クリニック	沼田市栄町61-3
木原信一郎	医療法人社団輝城会沼田クリニック	沼田市栄町61-3
松本万里絵	医療法人大誠会内田病院	沼田市久屋原町345-1
登丸琢也	医療法人大誠会内田病院	沼田市久屋原町345-1
高橋裕二	医療法人大誠会内田病院	沼田市久屋原町345-1
石山延吉	医療法人大誠会内田病院	沼田市久屋原町345-1
中島康代	医療法人大誠会内田病院	沼田市久屋原町345-1
山田敬之	独立行政法人国立病院機構沼田病院	沼田市上原町1551-4
伊藤文夫	独立行政法人国立病院機構沼田病院	沼田市上原町1551-4
杉山幹雄	独立行政法人国立病院機構沼田病院	沼田市上原町1551-4
角田毅	独立行政法人国立病院機構沼田病院	沼田市上原町1551-4
石田克敏	独立行政法人国立病院機構沼田病院	沼田市上原町1551-4
藤井孝尚	独立行政法人国立病院機構沼田病院	沼田市上原町1551-4
角田久美子	独立行政法人国立病院機構沼田病院	沼田市上原町1551-4
森本和典	独立行政法人国立病院機構沼田病院	沼田市上原町1551-4
大沢敏久	独立行政法人国立病院機構沼田病院	沼田市上原町1551-4
栗林志行	独立行政法人国立病院機構沼田病院	沼田市上原町1551-4
川嶋伸明	独立行政法人国立病院機構沼田病院	沼田市上原町1551-4
山崎穂高	独立行政法人国立病院機構沼田病院	沼田市上原町1551-4
常沢伸幸	独立行政法人国立病院機構沼田病院	沼田市上原町1551-4

小林光伸	独立行政法人国立病院機構沼田病院	沼田市上原町 1 5 5 1－4
三村直子	独立行政法人国立病院機構沼田病院	沼田市上原町 1 5 5 1－4

予防疫種法（昭和 2 3 年法律第 6 8 号）第 3 条第 1 項又は第 6 条第 1 項の規定により行う予防疫種については、次の表に掲げる医師が同表に掲げる場所で当該業務を行うので、予防疫種法施行令（昭和 2 3 年政令第 1 9 7 号）第 4 条第 1 項の規定により公告する。

平成 1 9 年 1 月 1 6 日

群馬県知事 小 寺 弘 之

伊勢崎保健福祉事務所管内

医師名	医 療 機 関 名	所 在 地
関上智美	伊勢崎福島病院	伊勢崎大手町 1 8－1 0
景山倫彰	医療法人石井会石井病院	伊勢崎市波志江町 1 1 5 2
長谷川昭	医療法人石井会石井病院	伊勢崎市波志江町 1 1 5 2
羽鳥貴	医療法人石井会石井病院	伊勢崎市波志江町 1 1 5 2
田中大	たなか内科消化器科クリニック	伊勢崎市宮子町 3 5 4 3－8
土田晃靖	医療法人社団三思会ひかりクリニック	伊勢崎市間野谷町 1 1 1 4

中之条保健福祉事務所管内

医師名	医 療 機 関 名	所 在 地
水野裕司	社団法人群馬県医師会温泉研究所附属沢渡病院	吾妻郡中之条町上沢渡 2 1 3 6
高橋俊雄	社団法人群馬県医師会温泉研究所附属沢渡病院	吾妻郡中之条町上沢渡 2 1 3 6
飯塚伯	社団法人群馬県医師会温泉研究所附属沢渡病院	吾妻郡中之条町上沢渡 2 1 3 6

沼田保健福祉事務所管内

医師名	医 療 機 関 名	所 在 地
木谷泰治	医療法人大誠会内田病院	沼田市久屋原町 3 4 5－1
堀口和彦	医療法人大誠会内田病院	沼田市久屋原町 3 4 5－1
古瀬善朗	医療法人大誠会内田病院	沼田市久屋原町 3 4 5－1
宮城島正行	医療法人社団輝城会沼田クリニック	沼田市栄町 6 1－3
田中建彦	医療法人順愛会角田外科医院	沼田市上原町 1 5 5 5－3
高橋比路美	独立行政法人国立病院機構沼田病院	沼田市上原町 1 5 5 1－4
本間亜矢子	利根中央病院	沼田市東原新町 1 8 5 5－1
竹内公彦	利根中央病院	沼田市東原新町 1 8 5 5－1
石山延吉	利根中央病院	沼田市東原新町 1 8 5 5－1
石田克敏	利根中央病院	沼田市東原新町 1 8 5 5－1
大塚修	利根中央病院	沼田市東原新町 1 8 5 5－1
鈴木雅登	利根中央病院	沼田市東原新町 1 8 5 5－1
溝口史剛	利根中央病院	沼田市東原新町 1 8 5 5－1
小和瀬貴律	利根中央病院	沼田市東原新町 1 8 5 5－1
中島弘樹	利根中央病院	沼田市東原新町 1 8 5 5－1

海野朝美	利根中央病院	沼田市東原新町 1 8 5 5－1
小内理人	利根中央病院	沼田市東原新町 1 8 5 5－1
清水和子	利根中央病院	沼田市東原新町 1 8 5 5－1
小林亮一	利根中央病院	沼田市東原新町 1 8 5 5－1
米本由木夫	利根中央病院	沼田市東原新町 1 8 5 5－1
立石渉	利根中央病院	沼田市東原新町 1 8 5 5－1
長島稔	利根中央病院	沼田市東原新町 1 8 5 5－1
守屋真吾	利根中央病院	沼田市東原新町 1 8 5 5－1

太田保健福祉事務所管内

医師名	医 療 機 関 名	所 在 地
大井晋介	太田市藪塚本町国保診療所	太田市大原町 5 3 1－3
真下利幸	富士重工業健康保険組合総合太田病院	太田市八幡町 2 9－5
白須達也	富士重工業健康保険組合総合太田病院	太田市八幡町 2 9－5
水間春夫	富士重工業健康保険組合総合太田病院	太田市八幡町 2 9－5
深津章	富士重工業健康保険組合総合太田病院	太田市八幡町 2 9－5

館林保健福祉事務所管内

医師名	医 療 機 関 名	所 在 地
岡田弘之	ふじの木整形・内科クリニック	邑楽郡板倉町飯野 1 4 0 5
岡田秀美	ふじの木整形・内科クリニック	邑楽郡板倉町飯野 1 4 0 5
前野有里	医療法人馨光会新邑楽病院	邑楽郡邑楽町篠塚 3 2 3 3－1
有坂弘明	医療法人馨光会新邑楽病院	邑楽郡邑楽町篠塚 3 2 3 3－1

選挙管理委員会告示

●群馬県選挙管理委員会告示第 1 号

政治資金規正法（昭和 2 3 年法律第 1 9 4 号）第 6 条第 1 項第 1 号の規定により届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成 1 9 年 1 月 1 6 日

群馬県選挙管理委員会委員長 河 村 昭 明

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
自由民主党群馬県太田市第五支部	新井章夫	亀井秀夫	太田市鳥山中町 8 4 3－1

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
田島三夫後援会	田島三夫	五十嵐直志	高崎市上里見町甲 1 9 8
中沢広行後援会	中沢広行	田子英樹	渋川市伊香保町伊香保 5 2 5－7
久保田たかし後援会	森真晴	権田英二	邑楽郡大泉町仙石 3－2 5－1
久保田たかし友援会	久保田俊	権田英二	邑楽郡大泉町仙石 3－2 5－1
小寺弘之を支える根っ子の会	山田美光	佐伯詔一	前橋市高井町 1－1 3－4

大川陽一後援会	大川陽一	早川博之	太田市本町 4 7－1 5
長尾好雄後援会	松島三一	田中秀男	桐生市新里町新川 2 4 5 8－1 3
鈴木勲後援会	阿部孝吉	鈴木新作	利根郡みなかみ町小川 4 7 3－2
岩崎喜久雄後援会	岩崎喜久雄	岩崎千江	太田市岩松町 5 9 4－6
堀口昌宏後援会	石坂行雄	飯島紀代二	藤岡市浄法寺 1 2 7
石倉みのるを育てる会	武田隆	細内信昌	太田市下浜田町 1 0 8 4
福島けんいち後援会	石山真佐児	羽広善次	桐生市相生町 3－4 1 7
星長命後援会	星長命	星宏幸	利根郡片品村東小川 3 7 9－3
長壁しんじ後援会	清水淳一郎	長壁和美	高崎市中室田町甲 5 2 5
佐藤幸雄後援会	高草木公司	松島正己	桐生市新里町山上 9 7 5
大塚浩之後援会	高橋勝	佐藤仁哉	富岡市妙義町下高田 1 1 5－1
内川マスオ後援会	木南哲夫	悴田勝	高崎市本郷町 2 0 3 5
矢野まさひとを育てる会	大竹雄二	矢野英明	富岡市宇田 5 4－4
大橋修次後援会	大橋修次	飯塚洋行	吾妻郡中之条町伊勢町 6 6 0－8
青山たけし後援会	松井武夫	丸山礼子	高崎市箕郷町柏木沢 2 2 5 1
まきの耕一郎後援会	牧野耕一郎	関修	高崎市倉渚町権田 2 6 6 1－6
青柳たかし後援会	小和瀬正	飯野誠三	高崎市箕郷町下芝 3 9 9－5
片貝喜一郎後援会	片貝喜一郎	片貝裕子	高崎市和田町 6－3
三田正後援会	三田正	狩野光雄	渋川市北橘町小室 5 3
今成信司後援会	小野澤健太郎	後藤孝一	渋川市渋川 2 2 5 8

●群馬県選挙管理委員会告示第 2 号

政治資金規正法（昭和 2 3 年法律第 1 9 4 号）第 7 条の規定により届出のあった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成 1 9 年 1 月 1 6 日

群馬県選挙管理委員会委員長 河 村 昭 明

政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧
民主党群馬県総支部連合会	会計責任者	長沼広	黒沢孝行
自由民主党群馬県前橋市第八支部	会計責任者	岩上由一	清水泰彦

その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧
高橋仁後援会	代表者	高橋仁	田辺誠
	会計責任者	勝山敬子	内山恵子
群馬県旅館政治連盟	代表者	入内島一崇	桑原俊彦
わたなべ久雄後援会	政治団体の名称	わたなべ久雄後援会	渡辺久雄後援会
山本たかお後援会	代表者	本多隆重	山本隆雄
植木いちお後援会	会計責任者	桐生孝志	小林孝司

吉野剛八後援会	主たる事務所の所在地	桐生市菱町 2－2 6 8 4 － 4	桐生市菱町 2－1 9 4 0－1
三島くみこ後援会	政治団体の名称	三島くみこ後援会	三島久美子と新しい新 町を創る会
水野としお育てる会	主たる事務所の所在地	前橋市元総社町 2－2 8 －1 THパレロワイヤ ル 2 0 2 号	前橋市元総社町 2－2 8－1
憲政クラブ	会計責任者	岩上由一	清水泰彦
岩上憲司後援会	会計責任者	岩上由一	清水泰彦
木村よしあき後援会	主たる事務所の所在地	高崎市三ツ寺町 1 1 7 0 － 3	高崎市三ツ寺町 1 0 9 8－1

●群馬県選挙管理委員会告示第 3 号

政治資金規正法（昭和 2 3 年法律第 1 9 4 号）第 1 7 条第 1 項の規定により解散の届出のあった政治団体は、次のとおりである。

平成 1 9 年 1 月 1 6 日

群馬県選挙管理委員会委員長 河 村 昭 明

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
自由民主党群馬県前橋市第八支部	岩上憲司	岩上由一	前橋市二之宮町 1 6 8 6

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
神沢たかし後援会	神沢喬	神沢初枝	伊勢崎市五目牛町 4 3 8－2
宮前鉄十郎後援会	澤本勝	黒田邦夫	多野郡神流町塩沢 1 0 1 5
市川平治後援会	宮下光男	牧野耕一郎	高崎市倉渕町権田 2 5 4 0
新市を考える会	下田亮一	高橋哲郎	渋川市北橋町下南室 4 2 9

●群馬県選挙管理委員会告示第 4 号

政治資金規正法（昭和 2 3 年法律第 1 9 4 号）第 1 9 条第 2 項の規定により届出のあった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成 1 9 年 1 月 1 6 日

群馬県選挙管理委員会委員長 河 村 昭 明

その他の政治団体

資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	公職の種類	資金管理団体の 届出をした者の 氏名
田島三夫後援会	高崎市上里見町甲 1 9 8	田島三夫	高崎市議会議員	田島三夫
中沢広行後援会	渋川市伊香保町伊香保 5 2 5－7	中沢広行	渋川市議会議員	中沢広行
久保田たかし友俊会	邑楽郡大泉町仙石 3－2 5－1	久保田俊	太田市議会議員	久保田俊

毎週火・金曜日発行
（本号一部三、一九〇円
（消費税、地方消費税を含む。））

発行 群馬県 印刷所
TEL 027-251-1722 株式会社朝日印刷工業株式会社

大川陽一後援会	太田市本町 4 7－1 5	大川陽一	太田市議会議員	大川陽一
星長命後援会	利根郡片品村東小川 3 7 9－3	星長命	片品村議会議員	星長命
まきの耕一郎後援会	高崎市倉渕町権田 2 6 6 1－6	牧野耕一郎	高崎市議会議員	牧野耕一郎
三田正後援会	渋川市北橘町小室 5 3	三田正	渋川市議会議員	三田正

●群馬県選挙管理委員会告示第 5 号

政治資金規正法（昭和 2 3 年法律第 1 9 4 号）第 1 9 条第 3 項の規定により届出のあった資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

平成 1 9 年 1 月 1 6 日

群馬県選挙管理委員会委員長 河 村 昭 明

その他の政治団体			
資金管理団体の名称	異動事項	新	旧
田島國彦後援会	公職の種類	群馬県議会議員	衆議院議員
小林かつお後援会	公職の種類	神流町長	中里村長
水野としお育てる会	主たる事務所の所在地	前橋市元総社町 2－2 8－1 THパレロワイヤル 2 0 2 号	前橋市元総社町 2－2 8－1
木村よしあき後援会	主たる事務所の所在地	高崎市三ツ寺町 1 1 7 0－3	高崎市三ツ寺町 1 0 9 8－1
吉川まゆみとはばたく会	公職の種類	群馬県議会議員	参議院議員

監査委員公告

●監査公表第 9 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により、平成 1 8 年 1 2 月 1 9 日付監査公表第 8 号による監査の結果に基づく措置状況について通知があったので、次のとおり公表する。

平成 1 9 年 1 月 1 6 日

群馬県監査委員 富 岡 恵美子
同 岸 賢
同 荻 原 康 二
同 亀 山 豊 文

注意事項（講じた措置）

1 支出について 2 件

(1) 社会参加費の執行及び管理事務（事務処理の適正化）

(2) 廃車手数料の支払手続（事務処理の適正化）

2 契約について 4 件

(1) 単価契約の実施手続及び委託料の支出（適正な事務処理の徹底及びチェック体制の強化） 3 件

(2) 単価契約の契約手続（照合及び確認の徹底）

3 委託等契約の設計積算について 2 件

(1) 物品購入の積算（チェック体制の強化）

(2) 観測孔の掘削深度（チェックシートによる確認の強化）

4 工事の設計積算について 2 件

(1) 植生基材吹付工の加算率（内規の策定による審査体制の向上）

(2) コンクリート打設方法の適用区分（適正な積算及び審査の徹底）